

而しく最高は労働組合法の骨子として左の要求を提出する。

一、労働組合の目的は労働生活の諸条件の維持改善にありニとを明定する

二、労働組合の構成範囲を規定せらる

三、労働組合の組織に企業別職業別産業別等の制限を加へるは勿論組合又联合会を法認すること

四、労働組合が法人たるニとを自白とする

五、労働組合は労働争議に立ち生した方損害につき賠償責任を負はれ

六、労働組合の加入権保護を徹底する

七、労働組合権を確保する

八、労働組合に特殊なる義務及監督規程を設けぬ

九、行政官廳による解散命令の規定を労働組合法に設けぬ

（）生活賃金法制定

一 趨旨

右記の如き内容を有する生活賃金法の制定を要求するにあり

二 目的

一、漁主として労働者に対し一定の限度以上の賃金を支拂はしむることを法律を以つて強制すること 而して其の最低限度は労働者個人として通常の生活を営むに足る程度を標準とする。

適用範囲一原則として婦人又は幼年労働者に限らず全ての雇用者の範囲の労働者に適用すべきこと。

例外として特殊の産業又は小資本工場に限り法律の定むる所によつて数年間の除外例を認むることを許すこと。

最低限度の標準一理想としては其労働者並に家族全員が終生として幸福ある生活を営むに足るべき程度を標準とすべきも 現状としては通常の労働能力を以つて労働する限りその労働者が我が國平均家族数の家族を養して健全なる家庭生活を営み その子文をして普通教育を受けしむるに足るべき程度を標準とすべきこと然して疾病 又は失業の場合においては健康保険法の改善及び失業保険法の制定を含む要求すべしこと

最低限度の決定方法

日給又は同額の最高限度の額を法律を以つて明定する所載フラットレート